

清代外モンゴルにおけるトシェート・ハン部、 サイン・ノヤン部間の牧地紛争処理

—乾隆 41（1776）年から道光 27（1847）年にかけて
の境界画定の経緯—

チョウルモングリル*（朝魯孟格日勒）

The Settlement of Pasture Conflicts between the *Tüsiyetü Qan Ayimay* and *Sayin Noyan Ayimay* in the Outer Mongolia during the *Qing* Period: The Demarcation Process of the Border from the 41-st Year (1776) of *Qian Long* 乾隆 Period until the 27-th Year (1847) of *Dao Guang* 道光 Period

CHOLMONGEREL

要旨

本稿は、モンゴル国立中央文書館と同国立中央図書館所蔵の公文書や牧地図等を用いて、清代外モンゴルの牧地移動期である乾隆 41（1776）年頃に実際に発生したトシェート・ハン部左翼前旗とサイン・ノヤン部ウールド前旗との牧地紛争、即ち盟レベルの紛争事例を取り上げ、その紛争の処理過程を詳細に考察したものである。

この考察を通してまず、本牧地紛争は、発生から 71 年後の道光 27（1847）年の牧地境界画定によってようやく解決され、この時決定された両盟・旗の境界が清末やその後のボグド・ハーン政権期まで存続していたと確認できた。

次に、本牧地紛争の処理過程に関しては、乾隆 45、46 年にウリヤスタイ將軍バトラが処理していたが、その後はウリヤスタイ將軍らは一切関与せず、盟長が官員を適宜派遣して解決していた。ここから、清朝の「將軍・參贊大臣・盟長・副將軍辦理事務章程」が、外モンゴルの牧地紛争処理の面で適用されていたことが確認できた。

更に、本牧地紛争は、乾隆 46 年のウリヤスタイ將軍バトの盟境界画定によって設置された 2 基のオボーの間における牧地の帰属を巡って長期化し、最終的に道光 27 年に 2 基のオボー間に新たな 9 基のオボーを設置することによって完全に終息した。このように、牧地紛争処理のための両盟・旗の境界画定事業には実に長い年月がかかっており、盟や旗の境界線を明確に画定してしまうという清朝の政策は、モンゴルの伝統的な遊牧生活に適合しないものであった可能性が高い。結局この政策は各地の盟・旗間の牧地紛争が終息していく過程で、長期間をかけて徐々に外モンゴルへ浸透・定着していったものと思われる。

キーワード：清朝、外モンゴル、牧地紛争、紛争処理、境界画定

*神戸大学大学院国際文化学研究所・日本学術振興会特別研究員 DC1

目次

1. 序
2. 乾隆 37 (1772) 年のシレー・ノール会盟における両盟の牧地分配
3. 牧地紛争の勃発
4. ウリヤスタイ將軍衙門による処理
 - 4.1. 盟長から大臣ベチング、ウリヤスタイ將軍へ
 - 4.2. ウリヤスタイ將軍バトによる処理と両盟・旗の境界画定
5. 盟長の指揮下における処理状況
 - 5.1. 両盟他旗の官員による処理
 - 5.2. 両盟長自身の旗の官員らによる処理
 - 5.3. 両盟副將軍による処理
 - 5.4. 両盟副盟長による処理
 - 5.5. 両盟長自身による処理への試み
 - 5.6. 紛争当事者両旗の官員による処理
6. 牧地紛争の再発とその終息
 - 6.1. 牧地紛争の再発
 - 6.2. 旗レベルから盟レベルへ
 - 6.3. 牧地紛争の終息
7. 結

1. 序

1.1. 問題意識

周知の如く、外モンゴル（ハルハ）はジューンガル部のガルダンによる侵攻に伴って康熙 30 (1691) 年に清朝へ服属し、「盟旗制度」と総称される統治システムが設置された。盟旗制度の「旗、qosiyu」とは、ザサク旗のことで、モンゴル語で「ザサク（扎薩克、jasay）」と呼ばれる旗長が置かれた基本的な行政単位である。旗には、旗長をはじめ、協理台吉、管旗章京、梅倫章京（副章京とも呼ばれる）、札蘭章京（参領とも呼ばれる）等の官職（注1）が設置され、旗の印務処を構成した。旗長は、その上司である盟長、理藩院の監督を受けながら、旗内の政務、軍務や訴訟案件等の諸事務を処理していた。また、「盟、ciyulyan」（注2）とは、複数の旗より構成された、より大きな行政単位である。外モンゴルの各盟には、清朝政府によって盟内諸旗の王公らの中から選任された盟長、副盟長、副將軍、参贊等の官職が置かれていた。盟長は、主に盟内の諸旗を統轄しながら、諸旗の総務、理藩院からの命令伝達、上呈された諸案件の審理と理藩院への呈報等の事務を処理していた。また、盟と理藩院の間には、清朝の地方駐防官たるウリヤスタイ將軍等の衙門が設置され、在地の旗長や盟長と北京の理藩院を繋ぐ多様な仕事をしていた

(注3)。

その後、乾隆 20 (1755) 年に清朝からの侵攻を受けてモンゴル最後の遊牧王国ジュンガルが滅亡し、東隣の外モンゴルで広範囲にわたる西方への盟・旗の牧地移動・拡大があった。この移動に伴って、外モンゴルで牧地を巡る紛争が深刻化した。これらの牧地紛争を終息させるため、乾隆帝は、牧地の境界を画定し地図を作成して提出すべきだといった兵部侍郎ベチングの提案を受け入れて、境界画定の命令を下し、欽差大臣バト (注4) が乾隆 46 (1781) 年に西部 3 盟の盟界を画定した。これを皮切りに、清朝政府による外モンゴルでの盟や旗の境界画定作業が本格的に始まった (注5)。具体的には、『大清會典』の規定によると、山河や石積みのおぼろを盟や旗の境界と見なして遊牧の範囲を定め、許可なく越境することを禁じた (注6)。

一方、外モンゴルの牧地問題等の処理は、乾隆 45 (1780) 年 11 月に清朝が制定した「將軍・參贊大臣・盟長・副將軍辦理事務章程」によって、ウリヤスタイ將軍、ホブド參贊大臣らの職務から排除され、盟長が理藩院の直轄下で行うようになった (注7)。

以上のような事柄は既によく知られているものの、1990 年代以前のモンゴル国における史料公開状況等のため、牧地紛争の実例を挙げて盟・旗の境界画定の経緯を詳細に検討した研究は少ない。筆者は、これまでにトシェート・ハン部内のトシェート・ハン旗と左翼後旗との牧地紛争という旗レベルの紛争事例をその処理過程から詳細に検討し、盟内諸旗間の境界画定の経緯を考察してきた [チョウルモングリル 2014a]。そこで、本稿ではそれに続いて、清代外モンゴルの牧地変動期である乾隆 41 (1776) 年頃に盟レベルで始まったトシェート・ハン部左翼前旗とサイン・ノヤン部ウールド前旗との牧地紛争の事例を、主として紛争処理の側面から詳細に検討し、両盟・旗の境界画定の経緯を考察したい。筆者が本事例を取り上げたのは、以下の理由による。まず、上述した同一盟内における旗同士の牧地紛争や、盟、旗の枠を越えて自由に遊牧できるといわれてきたイフシャビ (注8) と旗の一般平民との牧地紛争等とは異なり、盟界を挟む盟同士の牧地紛争だった点である。次に、この事例が 71 年もの長期にわたり計 11 回の処理を経て、ようやく解決された特に大規模な紛争であったことが挙げられる。紛争処理がかくもこじれるほどの重要な案件だったため、紛争の本質そのものを見極めることができる可能性が高いであろう。更に、地理面で言えば、両旗が接するのはオルホン河周辺の水場に近い良質なハンガイ地域の牧草地であり、このような好条件の土地は特に紛争が起こりやすい。本稿の方針としては、この紛争事例の考察を通して、まず、盟レベルにおける牧地紛争の処理過程を明らかにし、清朝の制定した乾隆 45 年の章程についてその実効性を探る。次に、両盟・旗の境界画定の経緯を明らかにし、乾隆 46 年の盟界画定事業を再検討したい。これは、盟旗制度の一環たる盟や旗の境界画定政策の外モンゴル地域における普及・定着の検討に繋がるであろう。

なお、本稿で扱う牧地紛争は、境界をいかに画定するかを巡る行政区画の紛争でもあるが、実際の紛争を公文書から読み取る限り、当事者たちの頭の中にあっただのは「より良い牧地 (nutuy) で遊牧 (nutuylaqu) したい」という願望そのものであった (注9)。そこで筆者はこの紛争を「牧地紛争」と呼ぶことにする。また、外モンゴルの盟・旗の境界画定の発端となった牧地紛争

は、遊牧民の生活基盤である牧地がいかにかに画定されていくかという問題に深く関わっており、盟間や旗間に存在する他の全ての案件よりも重要な位置を占めていた。

1.2. 先行研究の検討

清代外モンゴルの牧地紛争に関する先行研究として、以下の論文や著書が挙げられる。

まず、[ロブサンドルジ 2004] と [Гонгор1978] がある。前者は、清代外モンゴルの牧地紛争を 10 種類に類別した上で、当事者を対面させる協議によって紛争の解決が図られていたと述べている。後者は、清代外モンゴルの盟や旗等において牧地紛争が頻発し、清朝皇帝は官員を派遣することでそれらの争いを解決していたとする。しかし、個々の紛争の全体像が把握できていない上に、その処理も容易になされていたかのような印象を与える。従って、盟や旗レベルの種々の牧地紛争発生の原因や具体的な処理の経緯等、紛争の実態に関する詳細な検討が求められるであろう。

次に、[岡 1988a] は、牧地の固定や境界線画定への考察を通して、盟旗制度が約 100 年の長い年月をかけて徐々に導入された行政システムであることを明らかにした。また、乾隆 46 年に西 3 盟の盟界が初めて画定される等、清朝による牧地画定権への干渉が全面的に確立され、ジュンガル滅亡後の外モンゴルの西方への牧地拡張問題を巡る衝突の発生を憂惧した乾隆帝が外モンゴルへの支配を強化したと論じている。しかし、岡氏の論文発表時には、モンゴル国の公文書史料が閲覧できないという制約があり、盟界画定の具体的な状況に関する検討ができなかった。この課題を解決するためには、当時の牧地問題やその処理過程等を現地公文書に基づいて詳細に分析する必要がある。

また、[Цэдэн-Иш1997] は、清代外モンゴルのトシェート・ハン部、ツェツェン・ハン部と内モンゴルとの間で発生した牧地紛争の事例を取り上げ、その境界が牧地紛争解決のために設置されたオボーによって形成されたと論述している。[ブレンサイン 2005] は、清代内モンゴルにおいて、隣り合う旗同士が境界付近の牧地を柔軟に利用していたことを指摘し、そのような状況が清朝滅亡後の 1920 年まで持続していたと言及している。これに対しては、清代の外モンゴル地域における盟や旗の境界地域の遊牧状況がいかなるものであったのか、比較研究が求められるであろう。

更に、[Barkmann2000] では、清代の外モンゴルにおいて、法律の規定や寺院の増加等によって、旗の牧民の遊牧範囲が限定されていたという全般的な状況が論じられているが、現実の牧地紛争を詳しく取り上げた論述は見当たらない。その他、同様の研究として [Elizabeth2012] がある。

以上の先行研究をまとめてみると、現実の牧地紛争やその処理状況を実証的に検討した研究は数少ないことがわかる。

1.3. 本稿で使用する主な史料

本稿においては、以下の2種類の史料を中心的に使用する。

1つ目の史料は、モンゴル国の首都ウランバートル市にあるモンゴル国立中央文書館所蔵の公文書史料である(以下史料①と略称する)。史料①は、主に乾隆中期から道光年間におけるトシェート・ハン部左翼前旗とサイン・ノヤン部ウールド前旗との牧地紛争や遊牧情况等を巡って、両盟間や両盟と各々の旗との間でやり取りされた合計75通の公文書である(注10)。この75通を年代別に分類すると、乾隆年間の文書が44通、嘉慶年間の文書が15通、道光年間の文書が13通、同治年間の文書が2通、光緒年間の文書が1通ある。このうち、左翼前旗とウールド前旗の牧地紛争に関する2通は、Ц.Шархүү氏編纂の史料集『Хувьсгалын өмнөх Монгол дахь газрын харилцаа』(注11)にも収録されているが、本稿での引用に際しては文書館所蔵の原文書に基づく(注12)。本稿では、いずれの引用文書も注で文書番号と年代とを記載する。

2つ目の史料は、モンゴル国立中央文書館とモンゴル国立中央図書館所蔵の地図である(以下史料②と略称する)。後述する本稿の地図2(注13)と地図3(注14)は文書館所蔵のものである。また、宣統元(1909)年のサイン・ノヤン部の牧地図(地図4)(注15)及び共載3(1913)年のサイン・ノヤン部ウールド前旗の牧地図等は図書館所蔵のものである。なお、Heissig氏の地図集『Verzeichnis der Orientalischen Handschriften in Deutschland·Supplementband 5,2: Mongolische Ortsnamen Teil II·Mongolische Manuskriptkarten in Faksimilia』(ドイツにおける東洋の写本目録・別巻5,2: モンゴルの地図第2部・モンゴルの写本地図の複写版)も補助的に使用する。

2. 乾隆37(1772)年のシレー・ノール会盟における両盟の牧地分配

前述したように、乾隆20(1755)年のジューンガル滅亡後、外モンゴル地域においては、西方への牧地拡張に伴う牧地移動や再分配が頻繁に行われていた。このうち、乾隆37年のシレー・ノール会盟は、牧地問題の解決を図るため、4盟の牧地を西方へ拡張させようとした会盟である(注16)。この牧地拡張において、トシェート・ハン部左翼前旗とサイン・ノヤン部ウールド前旗の接する地域がどのように変動したのかを検討したい。

乾隆37年冬、ウリヤスタイ將軍ツェブデンジャブ(注17)、4盟の盟長及び副將軍らが、シレー・ノールの所で盟会を開いて協議し、4盟の牧地境界を定めた(注18)。この時、両旗の境界地域は、オラーン・チョロート [ulayan čilayutu] (注19) 山、ジルマタイ [jirmatai] からアラリン・ホワ [aral-un quwa] 山、フシュート・ツァイダム [kösiyetü čayidam] のオルホン [orqun] 河の東岸、ウグイ [ügüi] 湖の東端、ダルホン・ツァイダム [darqon čayidam] の東端まで、及びジョトホ [jotuqu] 山からオルホン河の西岸バイイン・トロガイ [bai-yin toluyai] 山、バイシリ [bayisiri] 山の西にあるツァガン・ノール [čayan nuur]、ゲジゲ・ブルトゥ [gejige bürütü]、モゴイ [moyai] 河までの牧地であると新たに画定された。この境界地域は、本稿末尾に掲げた地図2中の太い曲線で囲んだかなり広い部分に概ね相当すると考えられるが、その面積

や距離等は現段階でははっきりと確言できない。

また、関連する他の文書中にも、シレー・ノール会盟における両盟の牧地再分配の状況が下記のように記載されている。

…（乾隆）37年にシレー・ノールの会盟で、トシェート・ハン部の牧地が（手狭で）遊牧しきれないため、（ウリヤスタイ將軍）ツェブデンジャブ、（庫倫辦事大臣）サンザイドルジ殿皆が協議し、以前トシェート・ハン部が（固山）貝子ポンチョクに分与した牧地のうち、（ポンチョクは）東側のオラーン・チョロト（山）、ジルマタイからアラリン・ホワ（山）、フシュート・ツァイダム岬、オルホン河の東側、ウグイ湖の東端、ダルホン・ツァイダムの東端、バイシリ山までの数カ所を（トシェート・ハン部に）返還し、上奏して境界を画定し、理藩院に報告した。…（注20）

このように、乾隆37年にウールド前旗の貝子ポンチョクが、以前トシェート・ハン部から譲渡された牧地の一部をトシェート・ハン部に返還していることがわかる。その返還地域は、上述した両旗境界地域と一致しており、ウールド前旗の東端地域の一部が両旗の境界地域となり、左翼前旗の牧地が結果的に西方へ拡大したと判断できる。このように、紛争を引き起こす牧地が簡単に割譲されていたこと背景には、牧地分配が頻繁に行われていた当時の社会情勢があると思われる。

3. 牧地紛争の勃発

もともと乾隆25（1760）年頃にトシェート・ハン部の左翼前旗、トシェート・ハン旗等が、新たに移動してきたウールド人、とりわけウールド前旗等に牧地を乾隆帝の命令によって割譲した（注21）。その後の乾隆37年のこの牧地再分配において、左翼前旗は一部の地域をウールド前旗から返還してもらい、両旗の平民が新たに決定された境界地域で共に遊牧することとなった（注22）。このように変更が繰り返された結果、両旗間で牧地を巡る衝突が起こり始めた。

乾隆41（1776）年頃から、左翼前旗旗長輔国公ソノムツァムビル（注23）は、ウールド前旗がジョトホ山の南端から北のオラーン・ハガラガ [ulayan qayaly-a] 山までの牧地を自分たちの牧地だと主張し、もめごとを起こしていることを同部盟長チャバクヤラムビル（注24）、副盟長ツェデンドルジ（注25）に報告している（注26）。そして、乾隆43（1778）年6月30日に左翼前旗旗長は再度、次のように盟長らに訴えている。

…我らの（左翼前）旗の牧地の西側を大きくウールドに譲ってやったことは（我らが）損しただけでなく、これを機に、ウールド（固山）貝子らの（ウールド前）旗が（我々左翼前旗へ）徐々に押し入って遊牧しています。盟内の1旗だといっても、上（皇帝）の公務を担うソムの

平民の遊牧する地が見当たりません… (注 27)

ここから、左翼前旗の牧地不足は乾隆 25 年の最初の牧地分配によるものであり、ジョトホ山等へのウールド前旗牧民の侵入によって一段と深刻さを増しているという状況が読み取れる。

一方、ウールド前旗についても、乾隆 37 年の境界地域変更をきっかけに、左翼前旗との間でジョトホ山周辺の牧地を争い始めている様子が見え始める (注 28)。また、双方が争っているジョトホ山は、同年に決定された両旗の境界地域の中に含まれていることから、両盟・旗の牧地紛争は境界地域やその周辺諸地域を巡って発生したものであることが確認できる。言い換えると、当時外モンゴル地域で頻繁に行われていた牧地の再分配やそれに伴う拡張によって、両盟・旗間で衝突が相次ぎ、牧地紛争が発生したと考えられる。

4. ウリヤスタイ將軍衙門による処理

4.1. 盟長から大臣ベチング、ウリヤスタイ將軍へ

乾隆 41 (1776) 年頃に発生したトシェート・ハン部左翼前旗とサイン・ノヤン部ウールド前旗との牧地紛争は、すぐにその処理が開始される。

まず、両旗旗長による話し合いが進まなかったため、左翼前旗は、乾隆 41 年と同 43 年の 2 回にわたって紛争の処理を同部盟長ツェデンドルジ (注 29)、副盟長ツァバクドルジに請い求めた (注 30)。しばらくはこれに対するトシェート・ハン部盟長の処置がなかったが、乾隆 44 (1779) 年秋頃、ウールド前旗から牧地争いの報告を受け取ったトシェート・ハン部盟長ツェデンドルジ、サイン・ノヤン部副盟長ノルブジャブ (注 31) らは、乾隆 37 年のシレー・ノール会盟で定められたバイシリ山のゲジゲ・ブルトゥウからウグイ湖までの境界地域より西方でウールド前旗が遊牧することのほか、この境界地域内では両旗が牧地争いを起こさず仲良く遊牧するよう、ウールド前旗に指示している (注 32)。ここから、シレー・ノール会盟における既定の境界地域が牧地紛争処理の基準となっていることがわかる。

しかし、同年冬、トシェート・ハン部盟長ツェデンドルジは、シレー・ノール会盟で決定された境界地域を両旗に均分することをサイン・ノヤン部副盟長に要求している (注 33)。こうして紛争の初期段階における両盟長による協議が実施されていた時期に、乾隆帝は、外モンゴル地域で深刻化した牧地問題を警戒し、その実態を調査させるため、乾隆 45 (1780) 年に兵部侍郎ベチングをウリヤスタイへ派遣したのである (注 34)。そして、乾隆 45 年 7 月に本紛争はウリヤスタイ將軍衙門で処理されることになり (注 35)、担当者は盟長から大臣ベチングとウリヤスタイ將軍バト (注 36) へと移行した。

この処理に先立ち、トシェート・ハン部から副章京ゴンブジャブ (注 37) と左翼前旗の印務処で 7 年間も働いている経験豊富な 4 等台吉オルジンが、またサイン・ノヤン部からウールド前旗副章京イシゲが各々派遣され、大臣ベチングとウリヤスタイ將軍バトの下で対面しつつ尋問さ

れている（注38）。その際、オラーン・ハガラガ山やジョトホ山の所属を巡る両旗の対立に対し、大臣ベチングとウリヤスタイ將軍バトが「オラーン・ハガラガ（山）、ジョトホ（山）等は牧地図に書かれていないが、バイシリ（山）、ウグイ湖の2ヵ所の東にあるか、西にあるか」と尋ねたところ、4等台吉オルジンはこの2ヵ所より遠い東にあると憚らずに返答し、自分自身の供述の真偽に対する誓約書も提示している（注39）。

そこで、ベチングとバトは、実際の地理状況を調査するため、ウリヤスタイ將軍衙門の記録官アリハイにサイン・ノヤン部左翼左末旗管旗章京ブルグドを同行させて派遣し、両旗の4等台吉や副章京らをも共に行かせた（注40）。牧地情況を実見したアリハイの報告文は、乾隆45年にウリヤスタイ將軍バトラ（注41）がトシェート・ハン部盟長ツェデンドルジらに伝達した文書で下記のように引用されている。

…オラーン・ハガラガの山はバイシリ（山）とウグイ湖との間の西側にあり、ジョトホ（山）はオラーン・ハガラガ（山）よりも更に西南にあります。（乾隆）37年にバイシリ（山）のゲジゲ・ブルトゥ、ウグイ湖の東側をトシェート・ハン部の西の境界（地域）にしたことを考慮すると、オラーン・ハガラガ（山）、ジョトホ（山）と呼ばれる地はウールド（固山）貝子ナムジル（注42）の（ウールド前）旗内の地であります。…（注43）

上記のアリハイの判断からわかるように、結局オラーン・ハガラガ山とジョトホ山はウールド前旗の牧地となった。そして、オラーン・ハガラガ山の西にあるホジルト山で遊牧していた左翼前旗の協理台吉チャバクたちは、記録官アリハイの指示を受けて、該旗の印務を管理している管旗章京バヤンによって東方へ移動させられている（注44）。

実際に、後の乾隆54（1789）年作成の地図2を基にして両旗が争っている牧地の位置を確認すると、オラーン・ハガラガ山とジョトホ山は、上記の左翼前旗4等台吉の主張通りに、いずれもバイシリ山やウグイ湖より遠く離れた東に位置していることがわかる。更に、後述する処理段階においても、処理に当たったトシェート・ハン部官員がアリハイの誤った処理を指摘している（注45）ほか、乾隆55（1790）年にトシェート・ハン部盟長スンドゥブドルジは「（私が）考えるに、アリハイは内地の人であり、モンゴル草原の状況がわからない。山中を歩いて四方を区別できなくなった結果、勝手に（オラーン・ハガラガ山とジョトホ山が）境界地域の西側にあると、（大臣ベチングとウリヤスタイ將軍バトに）報告した。」（注46）とも論及している。即ち、アリハイは実状を誤解しており、その処理も正当であるとは到底言い難い。彼による処理はサイン・ノヤン部を利するだけのものだったと思われる。

そこで、この処理の直後にトシェート・ハン部盟長ツェデンドルジらが、今回の処理に対する賛否を同部左翼前旗旗長パクバジャブに尋ねたところ、乾隆45（1780）年12月5日にパクバジャブは「私め（輔国）公（パクバジャブ）が逆らって、我が旗の牧地だと申し上げても、以前、このようなことがあったことはなく、…、（私がこの争いを）再訴するのが適切であるかどうかを

知らないため、大胆に牧地を争って、不満を報告するのは、困難である事を報告します。」(注 47) と返答しており、不快感を表明することの是非を憂慮するに止まっている。牧地再分配によって突然勃発した牧地紛争に対する旗長の戸惑いと対応への慎重さがうかがえる。しかし結局、不利な状況に耐えられなくなった左翼前旗旗長は、再び牧地不足の状況を盟長に訴え、これが次の処理へ繋がっていくこととなる。

4.2. ウリヤスタイ將軍バトによる処理と両盟・旗の境界画定

乾隆 46 (1781) 年 5 月 21 日に左翼前旗から報告を受け取ったトシェート・ハン部盟長ツェデンドルジ、副盟長チャバクジャブらは、旗長の行動を強く糾弾している (注 48)。これは、彼らが大臣ベチンゲやウリヤスタイ將軍による牧地紛争処理の是非を論ずることへの関与を避けたものと考えられる。それでも、オラーン・ハガラガ山、ジョトホ山のほかに、オラーン・チョロート山等の帰属をも巡る両旗間の紛争処理が、トシェート・ハン部盟長衙門に勤務していた左翼前旗旗長パクバジャブと、サイン・ノヤン部盟長衙門に勤務していた右翼前旗旗長輔国公ガルマ (注 49) によって、ウリヤスタイ將軍バトに報告されている (注 50)。

西 3 盟の盟界画定の任務を命じられていたウリヤスタイ將軍バトは、これを受けて下記のような指示を両盟に下し、処理の準備を整えようとしている。

…争ったオラーン・チョロート (山) 等の地はどのオラーン・チョロート (山) であるのかが確認できない。更に、勅を奉じて私自らがこの地域へオボーを建てに行くのである。彼ら双方 (左翼前旗とウールド前旗) の旗長皆が境界となる地域で私 (ウリヤスタイ將軍バト) を待っている。その際、私は (両旗の旗長と) 対面して尋問し、この地域が誰の牧地であるのかを判断してから、私が決定し、(理藩院に) 報告した通りに誠実に (オボーを) 建てて定めた。… (注 51)

ここから、トシェート・ハン部とサイン・ノヤン部との盟界画定作業に合わせて、この牧地紛争処理が行われるようになったことが読み取れる。ところが先行研究では、乾隆 45 年 11 月壬午 (8 日) にバトが將軍を解任されたと論じられている [岡 1988b : 21]。これに関して、乾隆 46 (1781) 年 8 月 14 日にトシェート・ハン部盟長衙門のゴンツォクダシらがトシェート・ハン部盟長の印務を管理している副盟長多羅郡王チャバクジャブに提出した文書中で、ウリヤスタイ駐班の 4 盟副將軍和碩親王チャバクドルジが、ウリヤスタイ將軍の印務を管理している參贊大臣ツェブデンジャブからの通達を以下のように転送している。

…勅を奉じて諸盟の境界を接した地域にオボーを建てに行ったバーリン (右旗の) 多羅郡王の所から送ってきた文書に、「…私めバ (バト) が、トシェート・ハン部とサイン・ノヤン部とが境界を接する地にオボーを建て、(乾隆 46 年) 7 月の 15 日にサイン・ノヤン部の旗長サン

ピルノルボの旗の牧地ゴルバン・サイハン [yurban sayiqan] に着いて、迎えた内地大臣 [dotuyatu sayid]、随行の大臣（注 52）が指示したのは、（以下の通りである。）『乾隆 46 年 7 月初 7 日に、勅を下したのは（以下の通り）。バトに伝えよう。現在、私（乾隆帝）が恩恵を授け、彼をジョーオド（盟）の盟長に任命した。ガイリン（注 53）をウリヤスタイ將軍に任命した。…』…』と云って（ウリヤスタイ將軍代理の参贊大臣ツェデンジャブに）報告した。…（注 54）

ここから、バトは実際には乾隆 46 年 7 月 7 日に下された免職の命令を 7 月 15 日に受け取ったことがわかる。従って、乾隆 46 年 7 月 7 日までバトはまだウリヤスタイ將軍職にあり、自ら紛争を処理するつもりでいたわけである。

同年 5 月 22 日に左翼前旗旗長パクバジャブは、ウリヤスタイ將軍バトによる尋問への対応を盟長ツェデンドルジに尋ねており（注 55）、旗長の慎重さがうかがえる。これに対する返信は見当たらないが、この 2 回目の処理状況は同年 7 月 3 日にトシェート・ハン部盟長ツェデンドルジの印務を代理している副盟長チャバクジャブが、ウリヤスタイ將軍バトに提出した文書（注 56）からうかがえる。つまり、オラーン・チョロート山は左翼前旗の牧地となったが、残りのオラーン・ハガラガ山とジョトホ山は前回のアリハイによる処理と同様、依然ウールド前旗に属したことがわかる。また、今度はオラーン・チョロート山が分配されたためか、左翼前旗旗長らがその画定に服従している様子も見られる。

それでは、ウリヤスタイ將軍バトはトシェート・ハン部左翼前旗とサイン・ノヤン部ウールド前旗の牧地境界をどう画定したのか。『乾隆 46（1781）年秋の初めの月（7 月）、勅によって命ぜられた（ウリヤスタイ）將軍バーリン（右旗多羅郡）王（バト）らがサイン・ノヤンと我ら（トシェート・ハン）の 2 盟の牧地境界を画定し、文書を木に書き、オポーを建てた檔子である』という題名の文書（注 57）には、以下のような記載がある。

…トシェート・ハン部の（輔国）公パクバジャブの（左翼前）旗の西南側とサイン・ノヤン部のウールド（固山）貝子ナムジルの（ウールド前）旗の東北側が境界を接したバイシリ（山）のゲジゲ・ブルトゥのエルデニ・トロガイ [erdeni toluyai] 山の頂上に 1 つのオポーを建て、オポーの東北方では（輔国）公パクバジャブの旗の人々を遊牧させよう。南方ではウールド（固山）貝子ナムジルの旗の人々を遊牧させよう。トシェート・ハン・ツェ（ツェデンドルジ）、（輔国）公パクバジャブ、サイン・ノヤン部のウールド（固山）貝子ナムジル、ゴンツォクバン（注 58）らの 4 旗が境界を接するウグイ湖の東南（にある）山の頂に 1 つのオポーを建て、…東北側では（輔国）公パクバジャブの旗の人々を放牧させよう。西北側では（固山）貝子のナムジルの旗の人々を放牧させよう。…（注 59）

こうして、乾隆 46 年に左翼前旗とウールド前旗の境界地帯の北端にエルデニ・トロガイのオ

ポー、南端にウグイ湖のオポーが各々建てられ、この両オポーを境として両旗の遊牧範囲が決定された。

更に、西3盟の牧地境界は一体何を基準にして定められたのかという問題が興味深い。これに関する詳細な検討は別稿に譲るとして、ここでは本稿の対象地域であるトシェート・ハン部左翼前旗とサイン・ノヤン部ウールド前旗について少し考察したい。乾隆46年7月22日にトシェート・ハン部盟長の印務を臨時に代理する副盟長チャバクジャブが、ジョーオド盟盟長バーリン右旗旗長多羅郡王バトに提出した文書中に「(トシェート・ハン部が) サイン・ノヤン部と境を接した地域は、昔の(乾隆)37(1772)年のシレー・ノールの会盟で(決定した)境の通りに、オポーを建て、標識の木を(オポーに)差し込む際に」(注60)と記載されており、オポー設置に際して、乾隆37年の画定地域が基準となっていることは明瞭である。確かに、本稿での両旗の場合も、第二節で検討した乾隆37年の画定地域である北のバイシリ山のゲジゲ・ブルトゥと南のウグイ湖の2カ所がオポー設置地となっている。

上述の内容を総括すると、乾隆46年の盟界画定作業は、乾隆37年のシレー・ノール会盟で決定された境界地域にオポーを建てるという形で実施された。また、両旗の係争地であるオラーン・ハガラガ山やオラーン・チョロート山等には標識のオポーが設けられず、両旗の境界地域にはオポー等がそれほど増設されなかったと思われる。当時ウリヤスタイを訪れ、牧地紛争の現状を調査していた大臣ベチングは、牧地境界のオポーさえ設置すれば牧地紛争が終息すると確信してその提案を実施させたのであって、この方策がそれほど効果的なものでないとは想像もしなかつただろう。しかし、この不明確な境界画定状況こそが、後の両旗の牧地紛争を白熱化させ、その解決を難航させた一因となったと考えられる。この問題は次節の処理段階で浮き彫りとなってくる。

5. 盟長の指揮下における処理状況

5.1. 両盟他旗の官員による処理

ウリヤスタイ將軍バトによる境界画定の後、紛争は一時期収まったかに見えたが、その再燃に繋がる出来事が数年後に発生した。乾隆52(1787)年頃、左翼前旗の平民がオラーン・ハガラガ山の麓で遊牧したり、ウールド前旗の平民がオラーン・チョロート山やホーライ[qaurai]山で遊牧したりしたとして、双方が相手方を告発し(注61)、乾隆46年のウリヤスタイ將軍バトによる処理で明確に定められなかったオラーン・ハガラガ山とオラーン・チョロート山を巡って再び争い始めた(注62)。これを皮切りに、両旗間の牧地紛争は3回目の処理に入った。

乾隆53(1788)年にサイン・ノヤン部盟長(注63)の提案通り、トシェート・ハン部盟長は右翼右末次旗旗長頭等台吉チャバクジャブと副章京アミンダワー(注64)らを、サイン・ノヤン部盟長は右翼左末旗公品級三等台吉サンジェと管旗章京ブルグド(注65)を、処理のためそれぞれ派遣した(注66)。ここから、両盟長は両旗の牧地紛争に再び関与することとなり、盟内

他旗の官員を処理に派遣していることがわかる。前述したように、乾隆45年の「將軍・參贊大臣・盟長・副將軍辦理事務章程」の制定によって、ウリヤスタイ將軍、參贊大臣らの職務が軍事任務に限定されたため、本牧地紛争の処理はウリヤスタイ將軍や參贊大臣に報告されず、盟長が直接処理している。

トシェート・ハン部から派遣された頭等台吉チャバクジャブと副章京アミンダワーは、乾隆53年8月12日にその処理状況を同部盟長スンドゥブドルジ、副盟長（注67）に報告している。具体的に言うと、サイン・ノヤン部官員は、乾隆46（1781）年にウリヤスタイ將軍バトが、自ら歩いた湾曲した足跡に基づいてバイシリ山のエルデニ・トロガイのオボーとウグイ湖のオボー間の牧地を画定したと主張した。一方、トシェート・ハン部官員は、文書中に2つのオボー間の牧地をウリヤスタイ將軍バトの足跡によって画定したという記述が見当たらないため、両盟長が命令したように、2つのオボーをまっすぐ結んだ直線で画定し、裁定すべきだと反論した（注68）。

ここから、両旗が、ウリヤスタイ將軍バトの決定した2基のオボー間における牧地をどう分配するかを巡って対立している様子が見られ、更に、乾隆46年当時の境界画定の不明確さも浮き彫りとなった。本紛争においても、既定の牧地境界に準拠しつつも、より明確な牧地境界のオボーを設置するという解決策が求められるようになったと考えられる。例えば、トシェート・ハン部官員らは、エルデニ・トロガイのオボーからウグイ湖のオボーまでまっすぐな直線でたどり、歩き通ったツールガ [tuuly-a] 山、サイル [sayir] 山等の頂上に標識となる白い石をオボーと見なして配置している（注69）。

5.2. 両盟長自身の旗の官員らによる処理

乾隆53年10月14日にトシェート・ハン部盟長スンドゥブドルジと副盟長ユンデンドルジは、双方が争った牧地をまっすぐな直線で裁くことを両旗に直接指示するか、あるいは誠実な他の官員らを新たに派遣してこの争いを協議させるかという2つの方法を提案して、サイン・ノヤン部盟長テムチクジャブ及び副盟長ドゥンドブドルジらに回答を求めた（注70）。この提案に対し、サイン・ノヤン部盟長と副盟長は、前回の処理でのトシェート・ハン部の官員による一方的なオボー設置を非難して後者の案に意欲を示し（注71）、前者の案には一切言及しなかった。もし、既存の両オボー間の牧地をまっすぐな直線で画定するとすれば、オラーン・ハガラガ山やオラーン・チョロート山等の地は全てトシェート・ハン部領内に編入され、サイン・ノヤン部に不利となるからである。続いて、同年12月20日にトシェート・ハン部盟長、副盟長は「誰がこの事件を裁定しても、…この2つのオボー間の地域を（まっすぐ結ぶ）直線で分けて、その直線を境界として処理する以外、ほかの処理方法がないことについて、（サイン・ノヤン部）盟長殿もわかっているはずである。ゆえに、我々盟長らは、官員たちを相次いで派遣し、協議させることをやめよう。」（注72）とサイン・ノヤン部盟長に伝えた。牧地問題を巡る両盟長の対立がうかがえる。

ところが、トシェート・ハン部盟長も自分の意志を貫いたわけではなく、結局柔軟に対応しよう

として、サイン・ノヤン部盟長の要望を受け入れた。翌乾隆 54 (1789) 年 5 月 28 日にトシェート・ハン部盟長は、両盟長の代理として各自の旗から官員 1 人、両盟の鎮国公、輔国公と旗長の中から 1 人、その他の官員 1 人、そして争った両旗から官員を各々処理に派遣させよう、とサイン・ノヤン部盟長に提案し (注 73)、盟長自身の旗から頭等台吉ムフ、右翼右末旗旗長輔国公バルダルジャブ、中右旗管旗章京ユムジャブ及び左翼前旗旗長チバクジャブの印務を処理する協理台吉オルジンらを派遣した (注 74)。一方、サイン・ノヤン部盟長は該盟の右翼前旗旗長輔国公ガルマ、協理台吉ボヤント (注 75)、管旗章京ブルグドを派遣した (注 76)。ここで注目に値するのは、トシェート・ハン部盟長が信用できる身近な官員を充て、両盟間の紛争処理の便宜を図ろうとしているのに対し、サイン・ノヤン部盟長は 1 回目や 2 回目の処理に参加したブルグドとガルマらを再任用する等、これまでの処理を経験し、状況を熟知する人物に処理を委ねようと配慮している点である。

それを担当したトシェート・ハン部の右翼右末旗旗長バルダルジャブ、頭等台吉ムフらは、乾隆 54 年 8 月 19 日に、処理状況を同部盟長スンドゥブドルジと副盟長ユンデンドルジに報じている。この 4 回目の処理においても、前回と同様に、既定の 2 基のオポー間の牧地に関して、まっすぐな直線かうりヤスタイ將軍の歩いた足跡かのどちらかに準じて画定するかを巡り対立が生じた (注 77)。これは、対立していた両盟長の思惑そのものの現れでもあった。牧地を完全に画定してオポーを設置してしまうということ自体、モンゴル王公らにとっては、慎重さを要する大変重要な問題であったからこそ、その合意が難航したものと思われる。同時に、双方の対立も徐々に激しくなり、両盟長による更なる調停が必要となってきた。

5.3. 両盟副將軍による処理

自ら派遣した官員らの報告を受けたトシェート・ハン部盟長は、牧地紛争の早期解決策をサイン・ノヤン部盟長と相談している。乾隆 54 年 9 月 18 日にトシェート・ハン部盟長スンドゥブドルジ、副盟長ユンデンドルジは「正しくは、これ (牧地紛争) を理藩院へ上呈して処理・決定していただくべきである。(中略) 理藩院に報告すれば、どのようなことになるかと思うけれども、この 2 旗がこのように牧地を争って、事件を起こせば容易ではないので、」(注 78) とサイン・ノヤン部盟長テムチクジャブに伝達しており、理藩院への上呈やその処理結果をも考慮しながら、処理方法を尋ねている。同年 10 月 6 日にサイン・ノヤン部盟長は該部から副將軍を派遣することを決定し、最終的に同盟の副將軍イシジャムツを選出した (注 79)。ためらったトシェート・ハン部盟長は、当初は盟長、副盟長や副將軍の都合に応じて誰かに担当させるつもりだったが、結局は該部の副將軍ツェブデンドルジ (注 80) に、盟長自身の旗の頭等台吉ムフ、中右旗管旗章京ユムジャブ、右翼右末旗管旗章京ジャジェジャブらを同行させている (注 81)。つまり、トシェート・ハン部盟長も、サイン・ノヤン部と同様に、同部の副將軍を派遣しており、サイン・ノヤン部盟長と足並みを揃えたことがわかる。更に、4 回目の処理に参加したムフとユムジャブも同行させているのは、彼らがトシェート・ハン部盟長自身の考え・思惑を代表できる

ような人物だからであり、盟長の警戒感もうかがえよう。

2人の副将軍は乾隆55(1790)年にエルデニ・トロガイのオボーに登り、その地理状況を、乾隆46(1781)年のウリヤスタイ將軍バトによって設置された両盟のオボーの状況に関する檔子等と照らし合わせた結果、下記のような決定を指示している。

…以前画定した境界オボーの間における争っている地域を均分して、双方の不平を和らげ、エルデニ・トロガイのオボーから(始まり)、バイシリ(山)の東側(にある)ホソト・ウンドゥル[qosotu öndür](山)の西麓からオラーン・ハガラガ(山)までオルホン河を直線で通り抜け、ホジルト(山)の北の高地を通過し、オラーン・ハガラガ(山)の西の盆地、同じオラーン・ハガラガ(山)のオチョン・ハダン[očun qadan](岩)(注82)まで、(また)ジョトホ(山)の東側、オラーン・チョロート(山)の西端とダルホン・ツァイダムの東側、ウグイ湖の東側を通り過ぎ、同じウグイ湖の東南の山に以前建てたオボーに至るまで、(これらの地域で)オボーを建てて裁きましょう…(注83)

ここで画定された両旗の境界ラインを地図2に示すと、概ね長鎖線のようになる。一目瞭然に、既定のエルデニ・トロガイのオボーとウグイ湖のオボー間の牧地を、まっすぐな直線ではなく、折れ線状の直線で画定したことがわかる。ここに至って、対立していた両盟盟長のうち、まっすぐな直線による画定を主張してきたトシェート・ハン部盟長が一步譲り、副将軍らによる解決案でようやく合意したように見える。

ところが、地図2より確認できるように、争っているジョトホ山の一部分とオラーン・チョロート山等がトシェート・ハン部左翼前旗の領内に編入されており、これは当然サイン・ノヤン部ウールド前旗の反発を買った。その決定日から間もない乾隆55(1790)年5月7日にウールド前旗旗長ツェレンドルジの印務を処理する固山貝子ボンチョク、協理台吉ダンジンツォイジルらが、サイン・ノヤン部盟長らに提出した文書から、副将軍らによる処理で自旗のジョトホ山、オラーン・チョロート山等の牧地がトシェート・ハン部左翼前旗に編入されたことを指摘し、強く反発しているウールド前旗の様子がうかがえる(注84)。また、彼らはエルデニ・トロガイのオボーからオラーン・ハガラガ山のオチョン・チョロー岩、オラーン・チョロート山の東側にあるフイテン泉、ウグイ湖の東南の山のオボーまでの直線を基準にして、牧地境界を画定することを要望している(注85)。その要望境界ラインは概ね地図2で表示した細かい点線のようになり、副将軍らが画定したラインよりやや東へ移動していて、争っているジョトホ山とオラーン・チョロート山が逆にウールド前旗に編入される。こうして、処理に当たった両副将軍が和解したにもかかわらず、サイン・ノヤン部ウールド前旗が反発したため、ついに5回目も成立しなかった。

5.4. 両盟副盟長による処理

5回目が不調に終わった乾隆55年にトシェート・ハン部盟長スンドゥブドルジらは、両盟の

副将軍らが決定した通りにこの争いを処置するか、それとも、昔この争いをウリヤスタイ将軍が決定した時の元の地図や文書等全てがウリヤスタイにあるため、両盟の紛争をウリヤスタイ将軍、ホブド参贊大臣に報告して裁いてもらうかを、サイン・ノヤン部盟長に尋ねている。同年8月にサイン・ノヤン部盟長は、ウリヤスタイ将軍、ホブド参贊大臣に処理してもらうことに賛同し、副将軍イシジャムツと話し合ってから再通知しよう、と返信したものの、その後2年経っても、再処理に関する消息は届かなかった(注86)。乾隆57(1792)年8月23日にトシェート・ハン部盟長と副盟長はやむを得ず、「下の平民がこのように牧地を争うことは、我々盟長らにも関わる事件だ」と言って、処理方法をサイン・ノヤン部盟長テムチクジャブと再び交渉し始める(注87)。

両盟長は、両旗に対して副将軍らの画定した境界を認めさせようとしたが、ウールド前旗が反対したため、紛争をウリヤスタイ将軍、ホブド参贊大臣に処理してもらうことにした(注88)。しかし、最終的にはこれも進展しなかった。この間の事情は、後の嘉慶4(1799)年にトシェート・ハン部盟長スンドゥブドルジがサイン・ノヤン部盟長テムチクジャブに伝達した私信に以下のように書かれている。

…(私スンドゥブドルジが)考慮するに、「(乾隆)45(1780)年に(ウリヤスタイ)将軍、参贊大臣が牧地問題を処理することをやめさせ、盟長が(牧地問題を)処理せよ」と言って、(皇帝が)諭旨を下している上、…もしも、(ウリヤスタイ)将軍、(参贊)大臣が法律はこうだとかと言って、我々の報告を受けるだけで処理せず、逆に(我々を)責めたら、大変であるため、…(注89)

ここに見える諭旨は前述した乾隆45年の章程と同じものである。牧地問題への対応がウリヤスタイ将軍、参贊大臣の職務から除外されていることに両盟長が配慮し、その計画を中断したと考えられる。その後、乾隆59(1794)年にトシェート・ハン部が副盟長チャバクドルジを、サイン・ノヤン部が副盟長ドゥンドブドルジをそれぞれエルデニ・トロガイのオボーへ派遣することとなった(注90)。要するに、副将軍が解決できなかった牧地紛争処理が、今度は盟長の補佐である副盟長の手任せられた。

2人の副盟長が話し合った結果、以前の5回目の処理において両盟副将軍らが裁いた通りに、この争いを裁定することに同意したが、またもサイン・ノヤン部ウールド前旗が反対した(注91)。そこで副盟長らは、ウールド前旗の不満を考慮し、トシェート・ハン部左翼前旗からホソト・ウンドゥル山とダルホン・ツァイダムの2カ所をウールド前旗に分与し、ウラーン・ハガラガ山の頂上をまっすぐ結んだ直線で2基のオボー間の牧地を画定し、左翼前旗側もこれに余儀なく服従させられた(注92)。この時決定された牧地の境界ラインは概ね地図2の破線のようにになる。ところが、嘉慶元(1796)年5月23日にトシェート・ハン部左翼前旗が同旗の牧地状況を同部盟長、副盟長に報告した文書からは、既存のエルデニ・トロガイ、ウグイ湖の2基のオ

ポーと同旗の八方にある山や河等が境界となっており、新たな境界のオポーはなお設置されていないことがわかる（注93）。つまり、この6回目の副盟長による決定も結局施行されなかったものと考えられる。

5.5. 両盟長自身による処理への試み

こうした官員派遣によって牧地紛争の収束を図ろうとした両盟長による長年の努力が副盟長の下でも実らなかった結果、両盟長は次の対策を練り始めた。乾隆46（1781）年にウリヤスタイ將軍バトの画定した境界に準拠して両旗を遊牧させたいといった嘉慶元年のサイン・ノヤン部盟長の提言（注94）に対し、トシェート・ハン部盟長スドゥブドルジは次のように反論している。

…（両旗は）既に（ウリヤスタイ將軍バトが）画定された標識の地域を争っているわけではなく、2つのオポー間における地域を争っているのである。正しくは、盟長らがこのような争いを処理すべきである。もしも処理できない場合には、事情を指摘して理藩院に報告して裁いていただくのが妥当である。我々盟長自らがこの争いを裁定すべきであるので、いつ、どのように集合して処理するかを返信しよう。…（注95）

ここで、牧地紛争を理藩院へ上呈する前提条件として、両盟長自らによる直接交渉が必須となっている。そこで、翌嘉慶2（1797）年に両盟長は自ら牧地紛争を処理することとなり、時期の調整を始めた（注96）。ところが、嘉慶3（1798）年にサイン・ノヤン部盟長が西2盟における官員、兵士らを訓練させるという任務やウールド前旗旗長ポンチョクの他界（注97）等々一連の出来事によって、同年4月15日の処理期日が翌年3、4月に延期された。更に、トシェート・ハン部左翼前旗旗長チバクジャブや同部盟長スドゥブドルジの他界等（注98）のため、予定されていた盟長自身による処理も一変したようである。

そこで、新任の各旗長の代理として両旗の印務を管理していた官員らの行動を確認したい。嘉慶5（1800）年3月13日にトシェート・ハン部左翼前旗の印務を管理する協理台吉ゴンツォクジャブが同部盟長衙門の官員に差し出した文書から、当事者の両旗は、新たな境界でのオポー設置によって双方間の牧地紛争を処理することに合意していることがわかる（注99）。後任旗長の代理となった両官員の下で従来に対立関係が一旦和らぎ、その交渉に決着の目途が立ったものと考えられる。次に、新任のトシェート・ハン部盟長ツェデンドルジ（注100）の動向に注目すると、同年3月26日に彼は「弟ツェ（ツェデンドルジ）が、参贊大臣（サイン・ノヤン部）盟長（多羅郡）王大叔父殿に、私信を提出するためである。貴殿の安否を尋ねるほか、…」（注101）と言って、処理方法の指示をサイン・ノヤン部盟長テムツォクジャブに要請している。ここで、サイン・ノヤン部盟長が新任のトシェート・ハン部盟長の大叔父だと書かれているが、詳しい血縁関係は特定できない。ただ、少なくともサイン・ノヤン部盟長はトシェート・ハン部盟長の祖父

の代の人物であることが言える。このため、トシェート・ハン部盟長は、サイン・ノヤン部盟長に大きく配慮しつつ、牧地紛争処理に取り組んでいると考えられる。例えば、両旗の協議・決定した処理方法が各盟長に伝達された後、トシェート・ハン部盟長は「貴方（左翼前旗）の所が良い官員を遣わし、彼らの盟（サイン・ノヤン部）の盟長の所が（固山）貝子ドルジバルの（ウールド前）旗の提出した文書にどのように返事したかをザイサン（注102）・ダランタイから確認し、調べて早急に報告せよ」（注103）と管轄下の左翼前旗に指示しており、サイン・ノヤン部盟長の判断を見極め、それに反しないように心を配っている様子が見て取れる。こうした両旗のオボー設置への容認や両盟長の関係等の事情により、両盟長自身による計画は中止され、再度の官員による7回目の処理を迎えた。

5.6. 紛争当事者両旗の官員による処理

嘉慶5（1800）年にサイン・ノヤン部が同盟中左旗旗長多羅貝勒参贊のデリンボンチョク（注104）を、トシェート・ハン部が盟長ツェンドルジの印務を処理している公品級頭等台吉サランドルジ（注105）らを各々派遣した（注106）ものの、結局この両名は牧地紛争の処理に関与せず、当事者である両旗の官員が自ら協議した（注107）。つまり、左翼前旗の印務を管理している協理台吉ゴンツォクジャブの提案によって、左翼前旗台吉オルジンとウールド前旗ザイサン・ダランタイの2人の意思でその処理が実施された。2人が、既存の2基のオボー間の牧地を詳細に画定してオボーを建てることで合意した結果、左翼前旗協理台吉ゴンツォクジャブは両旗の管旗章京、参贊、台吉らの官員とその決定内容を再び協議し、各盟長の承認を得た上でオボーを決定通りに設置することになった（注108）。その後、両盟長の承認を得た（注109）両旗は、画定地域のオボー設置に即刻動き出した。建てられたオボーの状況は、同年7月初4日に左翼前旗（注110）が盟長、副盟長に報告した文書に下記のように記載されている。

…バイシリ（山）ゲジゲ・ブルトゥのエルデニ・トロガイ（山）の決定したオボーから、同じバイシリ山の北のハダト・エトウク [qadatu etüg] の西の平地に1つのオボー、同じバイシリ山の東側のホソト・ウンドゥル山の北におけるダブホル・エンゲル [dabqur engger] の端に1つのオボー、ホソト（ウンドゥル）の麓のウブル・オボー [öbür obuy-a]（山）を通過し、イフ・ボラク [yeke bulay] の下流のオンゴン・トロガイに1つのオボー、イフ・ホジルト [yeke qujirtu] の水に沿い、オラーン・ハガラガ山のセンジトウ [sengjitü]（岩）の末（にある）バガ・ヨロ [bay-a yolu] という岩の高地に1つのオボー、センジトウ（岩）の峠に1つのオボー、同（オラーン）ハガラガ（山）のズーン・オチョン・チョローを越え、ゲルセン・チョロー [gersen čilayü] の東麓に1つのオボー、ヌドゥン・ウブルジュエ [nidün ebüljy-e]（山）の西麓の丘に1つのオボー、オラーン・チョロート山の真ん中にハランゴイ [qarangyui] 泉を遡上して直線で登り、ジョドルト [jodortu] という冬営地の峠に1つのオボー、ベルチル・オラーン [belčir ulayan] という山の北麓を通り西へ下り、ファイテン泉の下流、そして、西のシラ・

ウルン [sira ülüng] を通過し、ズーン・ハブチル [jegün qabčil] の東南ウンドゥル・オラーン・オボート [öndür ulayan obuyatu] という山に1つのオボートを建て、そしてウグイ湖のオラーン・トロガイを渡り、直線で同じウグイ湖のオボートに至り、これより北方に9つのオボートを建て、… (注 111)

台吉オルジン、ザイサン・ダランタイをはじめとする官員らは、画定した地域に応じて既存のエルデニ・トロガイのオボートとウグイ湖のオボート以外に、9つのオボートを新設したことがわかる。そして、下線部に注目すると、両旗が争い続けてきた牧地のうち、オラーン・チョロート山は両旗に均分されているが、オラーン・ハガラガ山の一部あるいは全部が左翼前旗に編入された様子がうかがえる。その境界ラインの明確な位置は断定し難いが、概ね地図2の長二点鎖線のようになると思われる。即ち、オラーン・チョロート山とオラーン・ハガラガ山が双方間で分割された上で、境界のオボートが設置され、より明確に画定された。ここから、バトによる西3盟の盟界画定後も、両盟間の牧地紛争処理のため、在地のモンゴル王公らによる牧地再分配が実際に行われていることが確認できる。また、本牧地紛争は、左翼前旗旗長の代理である協理台吉の提案を受けて当事者両旗官員による協議の下で、一旦沈静化したようである。ここでも、境界画定の際、乾隆46(1781)年にバトが決定した2つのオボートが、基準として保留されており、欽差大臣バトによる欽定地界を変更しないという前提下で、結果的に旗長をはじめとする官員たちが旗の牧地範囲を決定する力を有することになったと思われる。

6. 牧地紛争の再発とその終息

6.1. 牧地紛争の再発

こうして、乾隆41(1776)年頃から嘉慶5(1800)年まで合計7回の処理を経て解決された本牧地紛争は、一旦収拾し、長らく再発することがなかった。ところが、道光23(1843)年頃に理藩院が「モンゴル各旗は各々の境界地域にオボート標識を建て、牧地図を作成して檔子に記録した上、毎年管轄の旗長が自ら(旗の牧地境界を)調査して理藩院に報告する」という規定をモンゴル地域に布告した(注112)。これによってトシェート・ハン部やサイン・ノヤン部等の諸盟は、この規定通りに相互の隣接地域における境界オボートの状況を調査して理藩院へ上呈することとなり、これを巡る話し合いが展開されている(注113)。その結果、当然トシェート・ハン部左翼前旗とサイン・ノヤン部ウールド前旗も双方の接する境界地域を再度取り調べて、牧地図を提出することとなった。両旗は、嘉慶5年の牧地紛争処理によって画定された境界のオボートに準拠して牧地図を作って提出するはずであったが、またしても両旗の見解がすれ違って合意できなかった(注114)。つまり、道光23年頃理藩院によって布告された規定を契機にして、両旗間で牧地を巡る争いが再燃したわけである。

6.2. 旗レベルから盟レベルへ

こうして境界地域におけるオボーの確認や牧地図の提出等、理藩院からの布告によって両旗の牧地紛争が再発した。最初に、道光25(1845)年夏頃、左翼前旗の印務を管理している協理台吉ポンチョクドルジとウールド前旗旗長ツァクドルジャルが自ら話し合ったが、ツァクドルジャルは嘉慶5年に決定された境界のオボーを承認せず、左翼前旗の牧地の中をウグイ湖のオボーまで自ら歩いた足跡を境界と見なすべきだ、と言って反対したため、双方の協議が成り立たなかった(注115)。

翌道光26(1846)年の両旗協理台吉らによる9回目の処理でも、ウールド前旗協理台吉らは該旗旗長と同様に主張している。一方、左翼前旗の印務を管理する協理台吉ツェブデンダシも、必ずしも嘉慶5年の画定にこだわらないで、乾隆46年に画定された2基のオボー間の牧地を再決定しようと試みている(注116)。嘉慶5年に一度画定された境界のオボーは両旗旗長、官員らにとって、既に好ましい牧地境界ではなくなり、彼らの意志に沿うような新しい牧地境界が要望されるようになった。旗長や官員たちが既定の牧地範囲や境界を思うままに再調整しようとするこの動きは、牧地境界に対する彼らの権利主張の現れだと見られる。

左翼前旗の報告を受け取ったトシェート・ハン部盟長ツェレンドルジは、同年12月にこの牧地紛争の処理方法をサイン・ノヤン部盟長ツェレンドルジ(注117)に尋ねた(注118)。そしてサイン・ノヤン部盟長の提案通りにトシェート・ハン部は管旗章京チメドを、サイン・ノヤン部は管旗章京ゲジゲトを紛争処理にそれぞれ派遣した(注119)。旗レベルで処理できなかった牧地紛争を再び盟レベルへ引き上げると共に、両盟長が従来通り同格の官員を遣わしていることがわかる。

両管旗章京が紛争当事者を査問したところ、ウールド前旗旗長はオラーン・ハガラガ山を、左翼前旗協理台吉はオラーン・ハガラガという岩を、各々結ぶ折れ線状の直線で両オボー間の地域を画定したい、と告げた上、各自の牧地図、樺子等を呈示した(注120)。管旗章京らが、トシェート・ハン部盟長から提供されたウリヤスタイ將軍バトの境界画定に関する原文の写しを確認すると、両盟の境界としてオボーを建てた2ヶ所の地名は記載されているものの、2つのオボー間における牧地の画定に関する内容は書かれておらず、その文書から両オボー間の牧地を定める根拠が見つけれなかった(注121)。

彼らが引き続き、ウールド前旗の牧地図と嘉慶5(1800)年に画定したオラーン・ハガラガ山のセンジトウ岩の峠にある既存のオボーを基にして協議した結果、既定の両オボー間の牧地をオラーン・ハガラガ山との連結直線で画定することとなった。ところが、トシェート・ハン部管旗章京チメドが「オラーン・ハガラガというのは山ではなく、(オラーン)ハガラガ山の西麓(にある)1枚の岩だ」(注122)と指摘し、サイン・ノヤン部管旗章京ゲジゲトと意見が分かれた。このトシェート・ハン部管旗章京の主張から、彼は左翼前旗の印務を管理している協理台吉の意見に配慮したものと見られる。無論、オラーン・ハガラガ山の西麓に位置するオラーン・ハガラガ岩を境界と見なすと、オラーン・ハガラガ山の大半が左翼前旗の領内に編入され、該旗を利す

ることとなるからである。

この10回目の処理結果から双方が各自の利益を重んじていることを感じ取ったサイン・ノヤン部盟長ツェレンドルジは道光27(1847)年に「管旗章京チメド、ゲシゲトラは事件に対する誠実さを一向に保持せず、自分のものにするという気持ちを有したため、争った地域の状況を明確化して処理し終えることができず」と指摘した上、他の有能かつ誠実な官員をウグイ湖へ再度派遣することをトシェート・ハン部盟長の印務を処理する副盟長に送信している(注123)。その結果、トシェート・ハン部副盟長は左翼右末旗旗長頭等台吉エレンドルジ、右翼右旗協理台吉ワンダンドルジらを(注124)、サイン・ノヤン部盟長は左翼左末旗旗長頭等台吉ゲジバル、管旗章京ドンドブ(注125)を各々派遣し、8月1日に処理させることとなった。また、左翼前旗管旗章京ダシピル(注126)、参領エリンチンオチルとワールド前旗の旗長チャクダルジャル、協理台吉ドガルジャブらの当事者も同行している(注127)。このうち、当事者以外の他旗旗長を抜擢したことには、処理の公正さを図ろうとしたサイン・ノヤン部盟長の狙いがあったと考えられる。

派遣された官員らは最初に、両旗の当事者を連れてエルデニ・トロガイとウグイ湖の2ヵ所のオボーへ赴き、その地形を観察した結果、両オボー間における実際の牧地状況が両旗より呈示された牧地図と合致しないことがわかった。そこで、両官員は、オラーン・ハガラガ山を両旗に等しく分割することで牧地境界を画定している(注128)。実際、この分け方は嘉慶5(1800)年の7回目の処理でオラーン・チョロート山を両旗に均分したのと同じものである。長年、争ってきたオラーン・ハガラガ山を双方に平等に割り当てることによって、この牧地紛争はようやく終結していった。

6.3. 牧地紛争の終息

処理に当たった官員の決定に対して、両旗の当事者である旗長や協理台吉らの官員は一斉に同意し、画定した9ヶ所に石を積んでオボーを建てた(注129)。この9ヵ所のオボーは嘉慶5年の9ヵ所よりもわずかに北寄り・東寄りに設置されたようである。同時に、左翼前旗とワールド前旗の誓約書2通と境界地域に関する文書1通が両盟長に各々提出されており、両盟長はそれを承認した上で、提出された誓約書を交換している(注130)。ここで、双方の提出した文書からオボーの詳細な設置状況を確認すると、下記の通りである(注131)。

…エルデニ・トロガイのオボーからセグル・ウンドゥルの東側のドボゴル・チョロー [dobuyur çilayū] の西端を通過し、(2) ホソト (ウンドゥル山) の東北端のバヤンタル [bay-angtal] (山) のナヒオ [nakiu] に1つの標識、同ホソト (ウンドゥル山) のズーン・ウズール・ガツァー [jegün üjegür yaçay-a] というホション・ドボゴル [qosiyun dobyur]、このオルホン河を渡り、ハンギナホ [qangginaqu] (山) のバローン・フトル [barayun kötü] (注132) の先端のドボゴル (注133) (を通り)、(3) ウル [üle] 山の東北ハムリン・ナヒオ

[qamar-un nakiu] のバロン・ウンツウク・ドボゴル [barayun öngcüg dobuyur] に1つの標識、ツァガン・トロガイ [čayan toluyai] (山) 頂のウンドウル・チョロー [öndür čilayu] の東北へ下り、(4) オラーン・ハガラガ山の頂に1つの標識、これより南側の (5) オラーン・ハダ [ulayan qada] (山) の西谷の端であるナヒオのバロン・ドボゴルに1つの標識、(6) ウンドウル・オラーン [öndür ulayan] (山) のズーン・フトルのズーン・ウンドウル・ハダト・ドボゴル [jegün öndür qadatu dobuyur] に1つの標識、ゲルセン (チョロー岩) の西端にある2つのハダト・ドボゴル・チョロー [qadatu dobuyur čilayu] のズーン・ドボゴル [jegün dobuyur] の西端を経て、(7) スドゥン・ウブルジュ (山) の西フトルのバロン・ウンドウル・ドボゴル [barayun öndür dobuyur] のバロン・フトルに1つの標識、(8) オラーン・チョロート (山) の西麓にある泉のズーン・オリド・ウンドウル [jegün uridu öndür] 山の頂に1つの標識、(9) オラーン・オボー [ulayan obuy-a] と呼ばれる地の東北ドボゴルに1つの標識、(10) ツァガン・チョロート [čayangčilayutu] (山) のスドゥン・ウブルジュの東北峠 (kira) に1つの標識を建て、ウグイ湖の木のオボーに至る、… (注 134)

要するに、この 11 回目の最終処理において、既存のエルデニ・トロガイのオボーとウグイ湖のオボーに加え、新たな 9 つのオボーが建てられたことがわかる。上記の文書内容と地図 3 を比較してみると、この新しく建てられたオボーの名は上記文書中の下線を引いた 2 番から 10 番までの部分に当たることがわかる。具体的なオボーの位置は地図 3 を参照されたい (1-11 番のオボーに当たる)。また、オラーン・ハガラガ山が両旗に均分されたことの証拠として、その山頂にオボーが建てられた。かくして、両盟・旗が 71 年もの長期にわたって争ってきた牧地のうち、オラーン・チョロート山が嘉慶 5 (1800) 年に、オラーン・ハガラガ山が道光 27 (1847) 年に、いずれも平等に分配されることによって収束したと考えられる。そもそも乾隆 46 (1781) 年のウリヤスタイ將軍バトによる境界画定に端を発し、境界である 2 基のオボー間の牧地を争い始めた本紛争では、争った牧地を均等に配分するという処理方法が適切であったと思われる。そして、乾隆 46 年のウリヤスタイ將軍バトによって画定された 2 つのオボー間の牧地は、嘉慶 5 年の画定を経て、道光 27 年の画定事業でより明確に決定されていった。つまり、既存の 2 基のオボーと新設された 9 基のオボーとの計 11 基のオボーがトシェート・ハン部左翼前旗とサイン・ノヤン部ウールド前旗の新たな牧地境界となった。

更に、この時期に設置された境界のオボーを清末の地図 4 (注 135) 及び共載 3 (1913) 年の地図 (注 136) 等と照合してみると、これらのオボーは、その名が一部簡略化された形で地図上に記載されているものの、その位置は変わらず残存しているため、その後も両盟・旗間で大規模な牧地紛争は発生せず、道光 27 年の牧地境界が清末、その後のボグド・ハーン政権期 (1911-1921 年) まで存続していたことが確認できる。この最終境界ラインは、地図 2 で引いた実線のラインである。

7. 結

本稿では、トシェート・ハン部左翼前旗とサイン・ノヤン部ウールド前旗との間の牧地紛争に関する合計 11 回にもわたる処理過程を詳細に考察し、清朝の対モンゴル統治策の一環となる盟や旗の境界画定の経緯を検討した。その結果、以下のような諸知見が得られた。

第一に、本牧地紛争は、乾隆 41（1776）年頃に始まり、71 年後の道光 27 年の境界画定によってようやく解決された。この時の盟・旗の境界は清末やボグド・ハーン政権期まで維持されていたことが確認できた。

第二に、紛争の処理過程に関しては、以下のような豊富な実証が得られた。まず、最初の乾隆 45、46 年の段階では、ウリヤスタイ將軍や兵部侍郎ベチングが処理していたが、その後、ウリヤスタイ將軍は一切参与することなく、盟長による相次ぐ官員の派遣で最終的に解決された。これは牧地問題処理等の諸任務が、ウリヤスタイ將軍らの職務から外され、理藩院の管轄下で盟長が処理すると制定した乾隆 45 年の「將軍・参贊大臣・盟長・副將軍辦理事務章程」に準じたものである。ここから、清朝の本章程が、外モンゴルの牧地紛争処理の面で実行されていたことが確認できる。

また、乾隆 52（1787）年から嘉慶 5（1800）年における両盟長による処理中、他旗の官員、盟長自身の旗の官員、副將軍や副盟長らが順次派遣されたが、いずれも不成立となった。その後、両盟長自身による計画も試みされたが、旗長や盟長の交代等によって中断され、当事者両旗の官員による直接協議で嘉慶 5 年に紛争が一時収まった。そして、道光 27 年の最終的な紛争終息までの過程は、当事者である両旗旗長や協理台吉同士の協議といった旗レベルから再び盟レベルへと展開していった。この盟レベルで、盟長は管旗章京や他旗旗長らを 2 回にわたって派遣して牧地紛争が最終的に解決された。この両盟長によって、両盟はなるべく双方から同格の官員を派遣しようとしており、同等の権限の下で紛争処理を図ろうとしたことが理解できる。また、嘉慶 5 年に至るまでの段階で、副將軍や副盟長でさえ処理できなかったが、当事者である両旗官員同士の協議で一旦解決できたことから、上級官庁からの一方的な抑圧による処理よりも、両旗が自らの状況に応じて牧地を調整することの方が効果的であり、同時に旗長や旗の官員らが自ら管轄する旗の牧地に対する強い発言力を有していたことがわかる。ただもちろん、乾隆 46 年に皇帝の権力を背景として盟界を画定した欽差大臣バトが、絶対的な権力を有していたこともわかる。また、反乱の火種に繋がりやすい牧地問題であったからこそ、結果的に盟長による管轄権よりも、牧地に対する旗長の発言力の方が優越していたと思われる。

一方、処理への対応に関して、両盟長はしばしば牧地問題を巡る対立を見せたが、嘉慶 5 年頃の両盟長の年齢の上下関係により、新任のトシェート・ハン部盟長は、サイン・ノヤン部盟長に気を配りながら紛争処理に取り組まざるを得なくなった。この年齢差によって、両盟長自身による直接の交渉が最終的に実行できなかったため、紛争処理が理藩院へ上申されるまでに至らなかったと考えられる。実際、筆者が別稿 [チョウルモンゴル 2014a] で考察した 19 世紀後半

におけるトシェート・ハン部内のトシェート・ハン旗、左翼後旗間の牧地紛争は、盟長が自ら処理したものの、結局解決できず理藩院へ上呈されたのである。従って、盟長自身による処理が実施されることは、当然牧地紛争が理藩院へ報告される 1 つの前提条件であったと考えられる。このほか、本事例における両盟間の場合とは異なり、道光年間まで上述したトシェート・ハン部の両旗の境界オボーが設置されなかった事情も、理藩院への上呈に影響を与えたのではないかとと思われる。

このように、本稿や [チョウルモングリル 2014a] で扱った事例において、紛争処理が理藩院にまで上申されるか否かの基準は、現段階ではまだなお明言できる段階に達しておらず、更には何件かの事例を追加した上で検討する必要があると思われる。

結論の第三番目として、盟旗の境界画定と牧地紛争との相互関係に関して以下のようなことがわかった。そもそも乾隆 37 (1772) 年のシレー・ノール会盟における牧地移動・拡大に伴って発生した本牧地紛争は、乾隆 46 (1781) 年のウリヤスタイ將軍バトの盟界画定で設置された 2 基のオボー間における牧地分配を巡って長期化したものであった。ただ、バトによる境界がなければ、両盟の牧地紛争が一層大規模化していた可能性もあり、当時頻発していた牧地紛争を終息させる目的で実施された乾隆 46 年の盟界画定は、一定の効果があつたと思われる。また、シレー・ノール会盟は、外モンゴルの西方への牧地拡張を図ったものであったが、バトはその会盟で決定された地域を基準にして境界のオボーを建てた。このように外モンゴルの牧地が固定化されたことによって、当時乾隆帝にとって懸念材料となっていた外モンゴルの王公らによる西方への牧地拡大の要求が食い止められ、牧地拡張問題が沈静化したとも考えられる。

後の嘉慶 5 (1800) 年になって、両旗が境界のオボーを設置して遊牧することを容認したことによって、乾隆 46 年に設置された 2 基のオボー間の牧地がようやく明確に画定され、9 基のオボーが新たに建てられた結果、牧地紛争が一時終息した。ところが、清朝の布告した道光 23 (1843) 年の規定によって本牧地紛争は再燃し、嘉慶 5 年に一旦定まっていた牧地は道光 27 (1847) 年により再画定され、新たな 9 基のオボーの設置によって紛争が完全に終息した。この点で、筆者が [チョウルモングリル 2014a] で検討したトシェート・ハン部トシェート・ハン旗と左翼後旗との牧地紛争も、同じ道光 23 年の規定布告によって発生したものであり、この種の牧地紛争が清朝の政策に付随して発生することもよくあつたと考えられる。

最終的に本稿で、牧地紛争処理のための両盟・旗の境界画定事業に実に長い年月がかかっていたことがわかった。これは、盟や旗の境界線を明確に画定してしまうという清朝の政策そのものが、広大な面積の草原を臨機応変に移動する必要のある外モンゴルの王公や遊牧民にとって容易に受け入れられるものではなく、そもそもモンゴルの伝統的な遊牧生活に適合しない政策であったからだと考えられる。盟旗制度の持つ限界、即ち遊牧という生業形態との矛盾が本牧地紛争からわかるであろう。

また、乾隆 46 年に清朝皇帝の命令でウリヤスタイ將軍バトが設置した 2 基のオボーは、トシェート・ハン部左翼前旗とサイン・ノヤン部ウールド前旗の最初の牧地境界となった。この境

界は、後の牧地紛争の処理過程でのより明確な画定やオボーの増設等によって一層完備されてゆき、道光27年に最終的に決定された。ここから、従来の研究で強調されてきた乾隆46年のウリヤスタイ将軍バトによる盟界画定作業とは、初期段階における牧地境界の大まかな画定に過ぎなかったと考えられる。掘り下げて言うと、清朝の盟や旗の境界画定政策は、各地域で発生した盟旗間の牧地紛争が各々終息していく過程で、長期の年数をかけて徐々に外モンゴルへ浸透・定着していったものと思われる（注137）。

今後の課題としては、まず、本稿で扱うことができなかったウールド前旗設立の経緯を解明することが挙げられる。この牧地紛争のそもそものきっかけとなった出来事だからである。次いで、旗内の平民とイフシャビとの牧地紛争処理等々を検討することによって、清朝の統治支配とモンゴル社会のありさまを考察することが挙げられるであろう。イフシャビによる牧地紛争は、境界線が存在しない紛争なので、旗や盟同士の牧地紛争とは自ずと異なった、ある意味でより自然発生的な牧地紛争であるはずだからである。

注

- (1) 協理台吉以下の官員の職務については、『大清會典』巻64中に「置札薩克之輔曰協理台吉、協理台吉同札薩克辦理旗務。…其屬曰管旗章京、副章京。管旗章京統管一旗之事、副章京分管一旗之事。…」とある。また、[柏原・濱田1923:932-934]にもあるように、旗長の幼年期や他の用務による外出時は、協理台吉が代わって旗務を統轄していた。
- (2) 地図1を参照。また、外モンゴルやオルドス等の地域では、旧来の組織である部（アイマク、ayimay）がそのまま盟に編成されて、部と盟の両方の名を持っていた。
- (3) [Сономдагва1961] 参照。
- (4) 欽差大臣とは皇帝によって臨時に派遣される官員であり、内乱鎮圧や対外重要問題の処理等を担当した。バトはジョーオド盟バーリ右旗旗長多羅郡王である（[包1995:330] 参照）。
- (5) [岡1988a:15-24] 参照。
- (6) 「凡疆理、各識其山河之名而表以圖、以定其遊牧。無山河則樹之鄂博。各遊牧交界之所、無山河為誌者、或平原、或沙磧、皆疊石為誌曰鄂博、封禁牧廠、各於界場掘立封堆。禁其越境者、遊牧分定地界。」[大清會典]（光緒）巻64参照。
- (7) [岡1988b:21-28] 参照。
- (8) 外モンゴルの最高活仏であるジェブツンゲンバ・ホトクトの隷属民。[Цэдэв1964] 参照。
- (9) 紙幅の都合で省略しているが、本牧地紛争の公文書における当事者間の対話からは、彼らがよりよい牧地を争っている事情がうかがえる。
- (10) 本稿で補助的に使用するトシェート・ハン部トシェート・ハン旗とサイン・ノヤン部中前旗との牧地紛争に関する公文書が他に5通ある。
- (11) Ц.Шархүү（ツェ・シャルフ）氏がモンゴル国立中央文書館に保管されている公文書史料の中から選んで編集した史料集。
- (12) 筆者はこの2通の文書原文と現在の所蔵番号とを確認している。2通の文書内容は原文書とよく一致している。
- (13) この地図は史料①：Φ.M-9,T.3,XH.814,H.13,乾隆54（1789）年の文書中に同封されている。なお、筆者が史料②：864/96（共載3年）を参照して本地図に幾つかの山等を付け加えた。
- (14) 史料②：Φ.M-9,T.3,XH.5286,H.7,同治7（1868）年。この地図の原文は破損しているため、筆者は、同地図上のオボー名が明記された付箋（既に地図から剥がれている物）と同治7年4月1日にトシェート・ハン部左翼前旗輔国公ツェデンソノム、協理台吉サンドブドルジらがこの地図を盟長に提出した際に同封した牧地文書（史料①：Φ.M-9,T.3,XH.5286,H.8,同治7年）に基づいて欠如した部分を書き加えた。具体的には、地図3

- における1のオボー名全体、2の yin jegün、4の obuy-a、5の barayun dobuyur-un obuy-a、6の öndür、8のオボーの ulayangçilayutu-yin emün-e öndür、そして9と10のオボー名全体を補った。
- (15) 本牧地図のスカナー複写は、内蒙古師範大学のナスンダライ先生から提供していただいた。ここで衷心より感謝の意を表したい。
- (16) [岡 1988a: 18] 参照。
- (17) [包 1995: 719-721] 参照。
- (18) 史料①: Φ.M-9,T.3,XH.383,H.6, 乾隆 44 (1779) 年と Φ.M-9,T.3,XH.383,H.8, 乾隆 44 年。
- (19) [] は地名等のモンゴル語ローマ字転写を示す。その他、…は省略、() は筆者による補記、下線は筆者が強調のために引いたものをそれぞれ示す。
- (20) 史料①: Φ.M-9,T.1,XH.437,XT.258a-265b, 乾隆 54 (1789) 年、Φ.M-9,T.3,XH.984,H.15, 乾隆 58 (1793) 年等。
- (21) 史料①: Φ.M-9,T.3,XH.85,H.1, 乾隆 26 (1761) 年、Φ.M-10,T.2,XH.905,H.4, 乾隆 41 (1776) 年、Φ.M-9,T.3,XH.442,H.4, 乾隆 45 (1780) 年等。
- (22) 史料①: Φ.M-9,T.3,XH.301,H.3, 乾隆 41 年。
- (23) 彼 (1762-1780 年) 以降の旗長は、バクバジャブ (1780-1786 年)、チバクジャブ (1787-1798 年)、サンドブドルジ (1799-1803 年)、バルドルジ (1804-1841 年)、ドンスルンドルジ (1841-1850 年) 等である。[包 1995: 554-557]、[Шархүү1984: 162]、[Сономдагва 1998: 66] 参照。
- (24) トシェート・ハン部右翼左旗旗長、同部盟長 (1765-1777 年) であった。[包 1995: 511]、[Сономдагва1998: 8] 参照。
- (25) 文書から、トシェート・ハンのツェデンドルジが副盟長であったと推定できる。
- (26) 史料①: Φ.M-9,T.3,XH.301,H.3, 乾隆 41 (1776) 年。
- (27) 史料①: Φ.M-9,T.3,XH.345,H.1, 乾隆 43 (1778) 年。
- (28) 史料①: Φ.M-9,T.3,XH.383,H.6, 乾隆 44 (1779) 年。
- (29) トシェート・ハン部トシェート・ハン旗旗長、同部盟長 (1777-1783 年) であった。[包 1995: 511-512]、[Сономдагва1998: 8] 参照。
- (30) 史料①: Φ.M-9,T.3,XH.301,H.3, 乾隆 41 年、Φ.M-9,T.3,XH.345,H.1, 乾隆 43 年。
- (31) 任命期間は乾隆 27~同 51 年である。[包 1995: 718-719] 参照。
- (32) 史料①: Φ.M-9,T.3,XH.383,H.6, 乾隆 44 年。
- (33) 史料①: Φ.M-9,T.3,XH.383,H.8, 乾隆 44 年。
- (34) [岡 1988a: 22] 参照。
- (35) 史料①: Φ.M-9,T.3,XH.442,H.6, 乾隆 45 (1780) 年。
- (36) 史料①: Φ.M-9,T.3,XH.461,H.23, 乾隆 46 (1781) 年の文書の中で、「去年 (乾隆 45 年) にベ (ベチンゲ) 大臣、私 (バト) 2 人が牧地問題を処理する際に」と記されている。なお、ベチンゲは兵部侍郎であったが、本稿では現地文書に即して大臣と略称する。
- (37) どの旗に所属するかは不明である。
- (38) 史料①: Φ.M-9,T.3,XH.442,H.6, 乾隆 45 年。
- (39) 史料①: Φ.M-9,T.3,XH.442,H.6, 乾隆 45 年。
- (40) 史料①: Φ.M-9,T.3,XH.442,H.6, 乾隆 45 年。
- (41) 本文書の前の部分が欠如しているが、史料①: Φ.M-9,T.1,XH.405,XT.109a-112b, 乾隆 53 (1788) 年に引用されている本文書の内容から差出人がウリヤスタイ將軍バトラだと推定できる。
- (42) 彼 (1778-1788 年) 以降の旗長は、ツェレンドルジ (1788-1791 年)、ボンチョク (1791-1798 年)、ドルジバル (1799-1817 年)、ツァクドルジャル (1817-1879 年) 等であった ([包 1995: 800]、[Шархүү1984: 135-136]、『欽定外藩蒙古回部王公表傳』: 673 (以下『王公表傳』と略する)、[Сономдагва1998: 226] 参照)。なお、いずれの参考文献においても、旗長の任期が異なっており、ここでは [包 1995] に基づいた。
- (43) 史料①: Φ.M-9,T.3,XH.442,H.13, 乾隆 45 年。
- (44) 史料①: Φ.M-9,T.3,XH.442,H.14, 乾隆 45 年。
- (45) 史料①: Φ.M-9,T.1,XH.407,HT.103a-115a, 乾隆 53 年。
- (46) 史料①: Φ.M-9,T.3,XH.1027,H.3, 乾隆 59 (1794) 年。
- (47) 史料①: Φ.M-9,T.3,XH.442,H.18, 乾隆 45 年。
- (48) 史料①: Φ.M-9,T.3,XH.461,H.37, 乾隆 46 年。
- (49) [包 1995: 761]、[Шархүү1984: 142] と『王公表傳』: 664 参照。

- (50) 史料①：Φ.M-9,T.3,XH.461,H.23, 乾隆 46 年。
- (51) 史料①：Φ.M-9,T.3,XH.461,H.23, 乾隆 46 年。
- (52) 2 人の人物の詳細は不明。
- (53) [岡 1988b : 21] によると、バトの後任は満洲鑲黄旗人の慶桂であった。
- (54) 史料①：Φ.M-9,T.3,XH.461,H.8, 乾隆 46 年。
- (55) 史料①：Φ.M-9,T.3,XH.461,H.23, 乾隆 46 年。
- (56) 史料①：Φ.M-9,T.1,XH.187,HT.7a-7b, 乾隆 46 年。
- (57) 本文書には、差出人と宛先が明記されていない。記録用に作成されたものと思われる。文書番号は注 59 を参照。
- (58) サイン・ノヤン部ウールド旗旗長。[包 1995 : 804]、[Шархуу1984 : 137] と『王公表傳』: 674 参照。
- (59) 史料①：Φ.M-9,T.3,XH.461,H.36, 乾隆 46 年。
- (60) 史料①：Φ.M-9,T.3,XH.461,H.20, 乾隆 46 年と Φ.M-9,T.1,XH.187,XT.8b-9b, 乾隆 46 年。これは 2 ケ所に収録されている同じ内容の文書である。以下同様。
- (61) 史料①：Φ.M-9,T.1,XH.405,XT.109a-112b, 乾隆 53 (1788) 年。
- (62) トシェート・ハン部トシェート・ハン旗とサイン・ノヤン部中前旗も、ウリヤタイ將軍バトが建てたベルヘ [berke]・オボーとボロハブチル [boruqabçil]・オボー間の牧地を巡って紛争を起こしている (史料①：Φ.M-9,T.3,XH.1616,H.1, 嘉慶 16 (1811) 年 4 月等)。ただし、紛争の正確な発生時期は確認できていない。
- (63) 注 66 の文書より、この時点でテムチクジャブは既に盟長に任命されていたと考えられる。なお、[包 1995 : 721] では任命時期を嘉慶 6 (1801) 年としている。
- (64) この人物がどの旗に所属するかは確定できない。
- (65) 1 回目の処理に参加した左翼左末旗管旗章京ブルグドと同じ人物だと思われる。
- (66) 史料①：Φ.M-9,T.1,XH.405,XT.57b-66a, 乾隆 53 年。
- (67) 注 68 の文書より、おそらく中右旗旗長頭等台吉ユンデンドルジが副盟長であったと考えられる。[包 1995 : 514-515] 参照。
- (68) 史料①：Φ.M-9,T.1,XH.405,XT.57b-66a, 乾隆 53 年。
- (69) 史料①：Φ.M-9,T.1,XH.405,XT.57b-66a, 乾隆 53 年。
- (70) 史料①：Φ.M-9,T.1,XH.407,XT.103a-115a, 乾隆 53 年。
- (71) 史料①：Φ.M-9,T.1,XH.405,XT.213a-214a, 乾隆 53 年。
- (72) 史料①：Φ.M-9,T.1,XH.407,XT.318a-320a, 乾隆 53 年と Φ.M-9,T.3,XH.766,H.3, 乾隆 53 年。
- (73) 史料①：Φ.M-9,T.3,XH.814,H.19, 乾隆 54 (1789) 年。
- (74) 史料①：Φ.M-9,T.3,XH.814,H.20, 乾隆 54 年と Φ.M-9,T.1,XH.437,XT.152b-154a, 乾隆 54 年。
- (75) どの旗の人かは不明である。
- (76) 史料①：Φ.M-9,T.3,XH.814,H.13, 乾隆 54 年と Φ.M-9,T.1,XH.437,XT.258a-265b, 乾隆 54 年。
- (77) 史料①：Φ.M-9,T.1,XH.429,XT.99a-102b, 乾隆 54 年。
- (78) 史料①：Φ.M-9,T.3,XH.814,H.13, 乾隆 54 年と Φ.M-9,T.1,XH.437,XT.258a-265b, 乾隆 54 年。
- (79) 史料①：Φ.M-9,T.1,XH.429,XT.150b-154b, 乾隆 54 年、Φ.M-9,T.1,XH.429,XT.247a-247b, 乾隆 54 年。
- (80) 史料①：Φ.M-9,T.3,XH.1027,H.3, 乾隆 59 (1794) 年の文書から副將軍の名が確認できる。
- (81) 史料①：Φ.M-9,T.3,XH.814,H.16, 乾隆 54 年、Φ.M-9,T.3,XH.855,H.2, 乾隆 55 (1790) 年。
- (82) 文書ではオチョン・チョローとも呼称され、この岩はオラーン・ハガラガ山の東に位置する 1 つの岩だと推測できる。
- (83) 史料①：Φ.M-9,T.3,XH.1027,H.3, 乾隆 59 年。
- (84) 史料①：Φ.M-186,T.1,XH.2,H.1, 乾隆 55 年。
- (85) 史料①：Φ.M-9,T.3,XH.1027,H.3, 乾隆 59 年。
- (86) 史料①：Φ.M-9,T.3,XH.943,H.5, 乾隆 57 (1792) 年。
- (87) 史料①：Φ.M-9,T.3,XH.943,H.5, 乾隆 57 年、Φ.M-9,T.3,XH.943,H.16, 乾隆 57 年。
- (88) 史料①：Φ.M-9,T.3,XH.984,H.3, 乾隆 58 (1793) 年、Φ.M-9,T.3,XH.984,H.15, 乾隆 58 年。
- (89) 本文書は文書番号が付されていない。史料①：Φ.M-9,T.3,XH.1215,H.12, 嘉慶 4 (1799) 年の文書のすぐ後ろにある文書である。
- (90) 史料①：Φ.M-9,T.3,XH.1027,H.7, 乾隆 59 年と Φ.M-9,T.3,XH.1027,H.3, 乾隆 59 年。
- (91) 史料①：Φ.M-9,T.3,XH.1027,H.3, 乾隆 59 年。

- (92) 史料①: Φ.M-9,T.3,XH.1068,H.2, 乾隆 60 (1795) 年。
- (93) 史料①: Φ.M-9,T.3,XH.1107,H.3, 嘉慶元 (1796) 年。
- (94) 史料①: Φ.M-9,T.3,XH.1112,H.3, 嘉慶元年。
- (95) 史料①: Φ.M-9,T.3,XH.1112,H.3, 嘉慶元年。
- (96) 史料①: Φ.M-9,T.3,XH.1086,H.23, 嘉慶 2 (1797) 年、Φ.M-9,T.3,XH.1086,H.1, 嘉慶 2 年。
- (97) 史料①: Φ.M-9,T.3,XH.1137,H.1, 嘉慶 3 (1798) 年、Φ.M-9,T.3,XH.1178,H.2, 嘉慶 3 年。
- (98) 史料①: Φ.M-9,T.3,XH.1215,H.12, 嘉慶 4 (1799) 年、Φ.M-9,T.3,XH.1188,H.12, 嘉慶 4 年。
- (99) 史料①: Φ.M-9,T.3,XH.1266,H.6, 嘉慶 5 (1800) 年。
- (100) [Сономдагва1998: 9]、[包 1995: 524] 参照。
- (101) 史料①: Φ.M-9,T.3,XH.1266,H.1, 嘉慶 5 年。
- (102) 詳細は不明である。
- (103) 史料①: Φ.M-9,T.3,XH.1266,H.6, 嘉慶 5 年。
- (104) [包 1995: 748]、[Шархүү1984: 131] と『王公表傳』: 661 参照。ただし、これらの参照文献ではこの人物が参贊に任命されていたという記録がない。
- (105) [包 1995: 551]、[Шархүү1984: 158-159] と『王公表傳』: 621 参照。
- (106) 史料①: Φ.M-9,T.4,XH.478,H.3, 嘉慶 5 年と Φ.M-9,T.1,XH.746,XT.127a-127b, 嘉慶 5 年。
- (107) 史料①: Φ.M-9,T.4,XH.478,H.2, 嘉慶 5 年。
- (108) 史料①: Φ.M-9,T.1,XH.746,XT.290a-291b, 嘉慶 5 年。
- (109) 史料①: Φ.M-9,T.4,XH.478,H.2, 嘉慶 5 年と Φ.M-9,T.5,XH.245,H.1, 嘉慶 5 年。
- (110) 該文書の前の部分が欠如しているものの、文書全体の文脈から送り手が左翼前旗であることが把握できる。
- (111) 史料①: Φ.M-9,T.5,XH.245,H.1, 嘉慶 5 年。
- (112) 史料①: Φ.M-9,T.3,XH.3384,H.10, 道光 24 (1844) 年。
- (113) 史料①: Φ.M-9,T.3,XH.3384,H.20, 道光 24 年。
- (114) 史料①: Φ.M-9,T.3,XH.3433,H.15, 道光 25 (1845) 年。
- (115) 史料①: Φ.M-9,T.3,XH.3469,H.51, 道光 26 (1846) 年。
- (116) 史料①: Φ.M-9,T.3,XH.3469,H.51, 道光 26 年。
- (117) サイン・ノヤン旗旗長サイン・ノヤンであり、道光 26 年に該部盟長に任命された。[Сономдагва1998: 168] 参照。
- (118) 史料①: Φ.M-9,T.3,XH.3469,H.51, 道光 26 年。
- (119) 史料①: Φ.M-9,T.3,XH.3521,H.25, 道光 27 (1847) 年と Φ.M-9,T.3,XH.3520,H.25, 道光 27 年。また、両管旗章京がそれぞれの旗に属するかは不明である。
- (120) 史料①: Φ.M-9,T.3,XH.3521,H.23, 道光 27 年。
- (121) 史料①: Φ.M-9,T.3,XH.3521,H.23, 道光 27 年。
- (122) 史料①: Φ.M-9,T.3,XH.3521,H.23, 道光 27 年。
- (123) 史料①: Φ.M-9,T.3,XH.3521,H.23, 道光 27 年。
- (124) 史料①: Φ.M-9,T.1,XH.2144,XT.184a-184b, 道光 27 年。
- (125) どの旗に所属するかは確認できない。
- (126) 左翼前旗の印務を管理する協理台吉ツェブデンダシが参加する予定であったが、馬から転落したため、代わりに管旗章京を行かせた (史料①: Φ.M-9,T.1,XH.2148,XT.150b-151a, 道光 27 年)。
- (127) 史料①: Φ.M-9,T.1,XH.2148,XT.170a-171b, 道光 27 年。
- (128) 史料①: Φ.M-9,T.1,XH.2148,XT.317a-318b, 道光 27 年と Φ.M-9,T.1,XH.2148, XT.170a-171b, 道光 27 年。
- (129) 史料①: Φ.M-9,T.1,XH.2148,XT.317a-318b, 道光 27 年。
- (130) 史料①: Φ.M-9,T.1,XH.2148,XT.170a-171b, 道光 27 年 (Φ.M-9,T.3,XH.3521,H.33, 道光 27 年と Φ.M-9,T.3,XH.3521, H.34, 道光 27 年の合わせに相当する) と Φ.M-9,T.1,XH.2148, XT. 317a-318b, 道光 27 年。
- (131) 2 から 10 番までの数字はオボアの番号を示すために筆者が付したものである。
- (132) 2 つの山の間の所を指す。
- (133) 丘に相当する。
- (134) 史料①: Φ.M-9,T.1,XH.2148,XT.172a-172b, 道光 27 年、Φ.M-9,T.1,XH.2148,XT.317a-318b, 道光 27 年。
- (135) 史料② (所蔵番号は確認できていないが、[Heissig1978: 42-43] と同じものである)。その他、史料②: 851/96, 光緒 18 (1892) 年 (トシェート・ハン部左翼前旗の牧地図)、史料②: 326/96, 光緒 33 (1907) 年 (サイン・

ノヤン部の牧地図)、[Heissig1978:65],光緒33年(左翼前旗の牧地図)、[Heissig1978:45](年月日が記載されていないが、「ウール前旗旗長(固山)貝子サンダクドルジの旗の牧地図」と記されていることから清末の地図だと判断できる。漢文)等がある。

(136) 史料②:864/96,共載3(1913)年。

(137) トシェート・ハン部トシェート・ハン旗とサイン・ノヤン部中前旗との牧地紛争も、既存の両オボー間の牧地を再画定し、14基のオボーを新たに設置することによって解決されている(史料①:Φ.M-9,T.3,XH.1731,H.19,嘉慶19(1814)年、Φ.M-9,T.3,XH.1438,H.21,嘉慶19年等)。なお、今後より多くの事例を用いた更なる論証が求められるだろう。

引用文献

史料

1. 筆者が2012、2013年にモンゴル国立中央文書館で発見した公文書史料及び地図。
 2. モンゴル国立中央図書館所蔵の地図。Heissig,W.,1978.*Verzeichnis der Orientalischen Handschriften in Deutschland· Supplementband 5,2: Mongolische Ortsnamen Teil II: Mongolische Manuskriptkarten in Faksimilia*,Wiesbaden.
- cf. · Шархүү,Ц.1975.*Хувьсгалын өмнөх Монгол дахь газрын харилцаа*,Улаанбаатар.
- ・『国朝耨類徴初編(二)』所収の『欽定外藩蒙古回部王公表傳』台北:文海出版社(出版年次の表示なし)。
 - ・『蒙古回部王公表傳(第一輯)』,1998年.呼和浩特:内蒙古大学出版社。
 - ・『清会典(光緒)』,1991年.北京:中華書局。

研究

和文文献

岡洋樹

- 1988a「ハルハ・モンゴルにおける清朝の盟旗制支配の成立過程—牧地の問題を中心として—」『史学雑誌』97-2:1-32.
- 1988b「定辺左副將軍の権限回収問題と「將軍・參贊大臣・盟長・副將軍辦理事務章程」」『史観』119:16-29.
- 1992「乾隆帝の対ハルハ政策とハルハの対応」『東洋学報』73-1・2:31-61.
- 2007『清代モンゴル盟旗制度の研究』東京:東方書店。

柏原孝久・濱田純一

1923『蒙古地誌』東京:富山房。

田山茂

1954『清代における蒙古の社会制度』東京:文京書院。

チョウルモンゴル

- 2014a「清代外モンゴルのトシェート・ハン部内における牧地紛争処理—嘉慶10(1805)年から同治5(1866)年におけるトシェート・ハン旗と左翼後旗との境界画定の経緯—(上)」『日本モンゴル学会紀要』44:19-37(下は、『日本モンゴル学会紀要』45,2015年に掲載の予定)。
- 2014b「清代外モンゴルにおける牧地紛争の発生形態—中部二盟の諸事例を中心に—」『内陸アジア史研究』29:85-110.

萩原守

2006『清代モンゴルの裁判と裁判文書』東京:創文社。

ブレンサイン

2005「境界としての興安嶺—アルホルチン旗と西ウジユムチン旗の牧地紛争を事例に—」『早稲田大学モンゴル研究所紀要』2:93-106.

矢野仁一

1926『近代蒙古史研究』東京:弘文社。

ロブサンドルジ

2004「モンゴルにおける土地関係の伝統(古代から20世紀初頭まで)」小長谷有紀 辛嶋博善 印東道子編『モンゴル国における土地資源と遊牧民—過去、現在、未来—』7-17頁、特定領域研究。

キリル文字蒙文文献

Гонгор,Д.

1978 *Халх товчоон II*, Улаанбаатар.

Гэрэлбадрах,Ж.

2002 *Монголын нутаг дэвсгэр хил хязгаарын түүх*, Улаанбаатар.

Ринчен,Б.

1979 *Монгол ард улсын угсаатны судлал, хэлний шинжлэлийн атлас*, Улаанбаатар.

Сономдагва,Ц.

1961 *Манжийн захиргаанд байсан үеийн ар монголын засаг захиргааны зохион байгуулалт (1691-1911)*, Улаанбаатар.1998 *Монгол улсын засаг, захиргааны зохион байгуулалтын өөрчлөлт, шинэчлэлт (1691-1997)*, Улаанбаатар.

Цэдэв,Д.

1964 *Их шавь*, Улаанбаатар.

Цэдэн-Иш, Б.

1997 *Монгол улсын хил хязгаар бүрэлдэн тогтсон түүхээс*, Улаанбаатар.

Шархүү,Ц.

1984 “Дөрвөн аймгийн засаг хошуудын засаг ноёдын товч шастир” 大阪外国語大学 『モンゴル研究』 7: 119-210.

漢文文献

包桂芹

1995『清代蒙古官吏传』北京：民族出版社.

章伯鋒

1965『清代各地將軍都統大臣等年表（1796-1911）』北京：中華書局.

ドイツ語文献

Barkmann,U.

2000 *Landnutzung und Historische Rahmenbedingungen in der Äusseren Mongolei/Mongolischen Volksrepublik (1691-1940)*. Osaka: National Museum of Ethnology.

英文文献

Elizabeth,E.

2012 *A history of land use in Mongolia: the thirteenth century to the present*, New York: Palgrave Macmillan.

付記

本稿の一部は「国際シンポジウム：清朝とモンゴル人」（於モンゴル国ウラーンバートル市、2012年9月7日）にて口頭発表を行っている。その際に貴重なご助言をくださった方々に衷心より感謝の意を表す。また、その内容は、論文集として刊行されたが、本稿とは性質上異なるものである。なお、本稿は日本学術振興会平成26年度科学研究費補助金（特別研究員奨励費）による研究成果の一部である。



